

## 相模原市準用河川規則

昭和54年3月31日

規則第13号

改正 昭和57年3月27日規則第13号

昭和60年6月8日規則第30号

昭和62年3月31日規則第23号

平成元年3月31日規則第11号

平成5年3月30日規則第7号

平成8年12月19日規則第54号

平成11年3月31日規則第40号

平成12年3月31日規則第37号

平成15年3月27日規則第33号

平成16年3月31日規則第29号

平成28年3月31日規則第50号

平成29年3月31日規則第56号

平成31年3月29日規則第31号

令和3年1月29日規則第5号

### (趣旨)

第1条 この規則は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第100条第1項の規定に基づき市長が指定した準用河川について、法、河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「政令」という。)、河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)及び相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成12年規則37号・31年31号〕)

### (河川工事等の施行承認の申請及び承認)

第2条 政令第11条に規定する承認申請書は、河川工事等の施行承認申請書とする。

2 前項の申請書は、河川工事又は河川の維持を行う日の20日前までに市長に提

出しなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる図書のうち市長の指示したものを添付しなければならない。

(1) 当該許可申請に係る工事(以下「工事」という。)の位置及びその付近について、方位、町名、地番、人家、公共物等を明記した案内図

(2) 工事の計画の概要を記載した図書

(3) 次に掲げる事項を明記した実測平面図(500分の1程度)

ア方位及び河川の流水方向

イ工事の区域又は位置

ウ境界標

エ工事の計画内容

(4) 横断図(100分の1程度)

(5) 求積平面図

(6) 構造図

(7) 官民境界確定図

(8) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、第2項の規定により提出された申請書の内容が適当と認めるときは、施行承認書を交付するものとする。

(一部改正〔平成5年規則7号・12年37号・15年33号・31年31号・令和3年5号〕)

(流水等の占用の許可期間)

第3条 法第23条の規定による流水の占用の許可及び法第24条の規定による土地の占用の許可の期間は、5年以内とする。

(一部改正〔平成15年規則33号・31年31号〕)

(流水占用料等の減免)

第4条 条例第7条の規定による流水占用料等の減額又は免除については、次に定めるところによる。

(1) 流水占用料に係る減額又は免除の率は、100パーセントとする。

(2) 土地占用料に係る減額又は免除の率は、相模原市道路占用料徴収条例施行

規則(昭和44年相模原市規則第21号)別表の規定(各戸出入口として使用する通路及び通路橋に係る規定を除く。)を準用する。この場合において、同表中「条例第5条第1号から第5号まで」とあるのは「相模原市準用河川占用料徴収条例(平成11年相模原市条例第50号)第7条第1号から第6号まで」と、「条例第5条第6号」とあるのは「相模原市準用河川占用料徴収条例第7条第7号」と読み替えるものとする。

2 条例第7条の規定による流水占用料等の減額又は免除を受けようとする者は、流水占用料等減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(1) 条例第7条第1号から第6号までに該当するとき。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者が電柱の支柱若しくは支線又は架空の河川を横断する電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。

(3) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電話柱の支柱若しくは支線又は架空の河川を横断する電線若しくは各戸引込電線の設置のために占用するとき。

(4) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者がガスの各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。

(5) 下水道の各戸引込地下埋設管の設置のために占用するとき。

(追加〔平成12年規則37号〕、一部改正〔平成15年規則33号・16年29号・28年50号・29年56号・31年31号・令和3年5号〕)

(様式)

第5条 この規則の規定により使用する書類の様式は、別に定める。

(追加〔令和3年規則5号〕)

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成5年規則7号・12年37号・令和3年5号〕)

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月27日規則第13号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年6月8日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月31日規則第11号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日規則第7号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月19日規則第54号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の土地の占有に係る占有料から適用し、同日前の土地の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、平成11年4月1日以後の流水等の占有に係る流水占有料等について適用し、同日前の流水等の占有に係る流水占有料等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定を適用した場合における平成11年度分の日本電信電話株式会社がする土地の占有に係る土地占有料については、相模原市河川法施行取扱規則第6条の規定にかかわらず、平成11年6月30日までに徴収するものとする。

附 則(平成12年3月31日規則第37号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日規則第33号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第29号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第50号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第56号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第31号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年1月29日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の相模原市準用河川規則、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則、相模原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、相模原市長の資産等の公開に関する条例施行規則、死体解剖保存法の施行に関する規則、相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則、都市計画法に基づく許可等の手続に関する規則、相模原市屋外広告物条例施行規則、土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則又は災害救助法の施行に関する規則の規定により定められた様式が残存するときは、それぞれ当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。